

第2次豊前市男女共同参画行動計画

男女がともに輝くまち ぶぜん



©kometani



©kometani

平成 29 年 3 月

豊 前 市

はじめに

現在、我が国では、少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化など、様々な社会情勢の変化により、これまでの働き方や、家庭や地域でのあらゆる場面における価値観を見直すべき時期が到来していると言えます。

このような中、男女が性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮し輝けることができる、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となってきます。

豊前市では、平成22年4月より「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、これまでの取組みの成果と反省を踏まえ、さらに男女共同参画を推進するために「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定し、「男女がともに輝くまち ぶぜん」を実現すべく、様々な取組みを進めて参りました。

また、平成25年度からの10年計画である「第5次豊前市総合計画」の中でも、市民と協働のまちづくりの実現に向けて、男女共同参画の推進を位置づけ、施策のさらなる推進のため、平成27年に「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施しました。

今回、この調査結果から見えてきた現状と課題の克服や、社会環境の変化等に対応するため、次の3つの項目に重点を置いた「第2次豊前市男女共同参画行動計画」を新たに策定いたしました。

- 重点項目 (1) 地域における男女共同参画の推進
- 重点項目 (2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実
- 重点項目 (3) 実効性のある推進体制の確立

今後はさらに、市民の皆様や企業・団体の皆様と協力して、「男女がともに輝くまち ぶぜん」の実現に向け、取組みを進めてまいります。

最後にこの計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました男女共同参画審議会の皆様やご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

豊前市長 後藤元秀



目次

第1章 計画策定の目的と背景

1	計画の目的	1
2	計画策定の背景	2
	(1) 国際的な動き	
	(2) 国の動き	
	(3) 県の動き	
	(4) 豊前市の取組み	
	(5) 男女共同参画年表	
3	計画における重点項目	6
	(1) 地域における男女共同参画の推進	
	(2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実	
	(3) 実効性のある推進体制の確立	
4	計画の概要	7
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画の実施期間	
	(3) 計画の基本理念	
	(4) 計画の基本目標	
	(5) 体系図	

第2章 実施計画

基本目標Ⅰ	男女がともに参画する地域づくり	13
1	男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進	13
2	審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進	17
基本目標Ⅱ	男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり	20
1	男女共同参画に関する啓発活動の充実	20
2	男女共同参画の視点に立った教育の推進	22
基本目標Ⅲ	男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり	23
1	働く場における男女共同参画と女性活躍の推進	23
2	仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備	27
3	家庭生活における男女共同参画の推進	30
基本目標Ⅳ	一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり	32
1	あらゆる暴力の根絶	32
2	生涯にわたる健康づくりの推進	35
3	高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援	36

基本目標Ⅴ 市民とともに進める推進体制づくり	38
1 庁内の推進体制づくり	38
2 市の管理職登用における男女間格差の解消	40

第3章 付属資料

1 男女共同参画社会基本法	41
2 豊前市男女共同参画推進条例	47
3 豊前市男女共同参画審議会委員名簿	52
4 第2次豊前市男女共同参画行動計画策定経過	53
5 国際婦人年以降の国内外の主な動き	54
6 用語の解説（本文中※印について解説）	56

第1章

計画策定の目的と背景

第1章 計画策定の目的と背景

1 計画の目的

豊前市は、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会^{*}を目指しています。しかし、現状をみる限り、その実現には解決すべき問題点や課題が多く残されています。

2015年（平成27年）に実施した豊前市男女共同参画市民意識調査（以下「市民意識調査」とする）の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は、意識面では弱まっていますが、家庭での実際の役割分担においては様々な場面で性別により偏りがみられ、また、地域活動においても役員や仕切り役は男性、雑用は女性といった状況が根強く残っています。また、ドメスティック・バイオレンス¹（以下「DV」とする）やセクシュアル・ハラスメント²（以下「セクハラ」とする）などの被害経験がある人も、女性を中心に多くみられます。

近年、家族や地域のあり方、雇用環境など社会・経済状況が大きく変化しています。女性も男性も性別に関わりなく職場や家庭、地域など社会のあらゆる場面に参画し、その個性と能力を発揮できる環境を整えることは、このような変化に対応し、持続可能な社会を築いていくために必要不可欠です。

本計画は、男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ効果的に施策を展開することによって、これらの問題点や課題を解決し、男女共同参画社会の早期実現を図ることを目的としています。

¹ 配偶者や恋人など、表面上親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力のこと。

² 相手の意に反した性的な言動のこと。「ハラスメント」はいやがらせ、いじめのこと。

2 計画策定の背景

男女共同参画における様々な取組みは、以下のように国際的な動きと連動しながら推進されています。豊前市においても、国際的な協調を図るとともに、国や県の動きを勘案しつつ、取組みを進めています。

(1) 国際的な動き

国連は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、この年メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催されました。また、これに続く10年間を「国連婦人の10年」とし、国連加盟各国は女性の地位向上に取り組むこととなりました。1979年（昭和54年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。1995年（平成7年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上やエンパワーメント¹などをさらに推進するための「北京宣言^{*}」と、今後各国が取り組むべき課題を示した「行動綱領^{*}」が採択されました。その後、2000年（平成12年）に国連特別総会「女性2000年会議^{*}」が、2005年（平成17年）に第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）が、さらに2015年（平成27年）には第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が開催され、「行動綱領」の成果と課題について、国際的に議論が重ねられています。また、2010年（平成22年）には、既存のジェンダー関連4機関である国連ジェンダー問題特別顧問事務所(OSAGI)、国連女性地位向上部(DAW)、国連女性開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研究所(INSTRAW)を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)^{*}」が設立され、翌2011年（平成23年）より発足しています。

(2) 国の動き

国は、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准しました。また、条約批准のためには国内の法整備を進める必要があり、その一環として、同年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立しました。1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には基本法に基づいた法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

2001年（平成13年）には、DVの防止に向け、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。また、2007年（平成19年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されるなど、男女共同参画の推進に向けた施策が拡充されてきました。

2015年（平成27年）には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男性中心型の労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の参画拡大などが打ち出されました。また、2016年（平成28年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」とする）」が施行され、企業に対して女性の活躍推進のための行動計画の策定などが義務づけられ

¹ 本来持っている能力を発揮でき、様々な場面で「力をつけること」。

ました。

(3) 県の動き

福岡県においても、男女共同参画への取組みが実施されてきました。男女共同参画社会基本法施行後の2001年（平成13年）には「福岡県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、2002年（平成14年）には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。また、2006年（平成18年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。これらの計画は、その後も改訂等が重ねられ、2016年（平成28年）には「第4次福岡県男女共同参画計画」及び「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されています。

(4) 豊前市の取組み

豊前市では、2002年（平成14年）6月、「豊前市男女共同参画推進懇話会」を設置し、熱心かつ活発な研究、討議が行われ、豊前市における男女共同参画社会づくりを推進するにあたっての5つの重点項目が挙げられた「豊前市男女共同参画推進懇話会提言書～ためらわず・こだわらず・自分らしく今一歩～」が市長に提出されました。

2003年（平成15年）8月には、男女共同参画行政について調査審議を行う機関として「豊前市男女共同参画審議会」が設置され、2004年（平成16年）3月、「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げた「豊前市男女共同参画行動計画」を策定しました。

2010年（平成22年）4月には、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、市、市民、及び事業者等が一体となって「男女がともに輝くまちぶぜん」を実現するため、「豊前市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、2011年（平成23年）3月には、「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画となる「豊前市男女共同参画後期行動計画」を策定し、同年、豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として「ハートピアぶぜん」を設置するなど、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を実施しています。

(5) 男女共同参画年表

	国際的な動き	国の動き
1975年 (昭和50年)	・国連「国際婦人年」世界会議開催	
1979年 (昭和54年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	
1985年 (昭和60年)		・「女子差別撤廃条約」批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」成立
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京会議)開催 「北京宣言」「行動綱領」採択	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」施行
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
2002年 (平成14年)		
2003年 (平成15年)		
2004年 (平成16年)		
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」)開催	
2006年 (平成18年)		
2007年 (平成19年)		・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
2010年 (平成22年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)設立	
2011年 (平成23年)	・UN Women発足	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)開催	・「第4次男女共同参画基本計画」策定
2016年 (平成28年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行

第1章 計画策定の目的と背景

	福岡県の動き	豊前市の取組み
1975年 (昭和50年)		
1979年 (昭和54年)		
1985年 (昭和60年)		
1995年 (平成7年)		
1999年 (平成11年)		
2000年 (平成12年)		
2001年 (平成13年)	・「福岡県男女共同参画推進条例」施行	
2002年 (平成14年)	・「福岡県男女共同参画計画」策定	・「豊前市男女共同参画推進懇話会」設置
2003年 (平成15年)		・「豊前市男女共同参画審議会」設置
2004年 (平成16年)		・「豊前市男女共同参画行動計画」策定
2005年 (平成17年)		
2006年 (平成18年)	・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007年 (平成19年)		
2010年 (平成22年)		・「豊前市男女共同参画推進条例」施行
2011年 (平成23年)		・「豊前市男女共同参画後期行動計画」策定 ・男女共同参画拠点施設「ハートピアぶぜん」設置
2015年 (平成27年)		
2016年 (平成28年)	・「第4次福岡県男女共同参画計画」策定 ・「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	

3 計画における重点項目

男女共同参画の推進にあたって、近年の社会状況や豊前市の男女共同参画の現状、豊前市男女共同参画後期行動計画の進捗状況等を踏まえ、次の3つを本計画における特に重点的に取り組むべき項目とします。

(1) 地域における男女共同参画の推進

地域社会は人々にとって身近な生活の場であり、地域において男女共同参画の取組みを推進することは、男女共同参画社会を実現するうえでも非常に重要です。市民意識調査によると、豊前市では全国や福岡県に比べて「地域活動・社会活動の場」についての不平等感が強く、地域活動の場において役員や仕切り役は男性、雑用は女性といった性別役割分担意識*も根強く残っていることがうかがえます。少子高齢化や過疎化、災害対策等の地域の課題を解決するためには、多様な立場からの意見を反映させることが必要であり、男女共同参画の視点が不可欠です。

地域コミュニティにおける男女共同参画の推進を最重要課題と位置づけ、豊前市の各地域において、通常地域活動はもとより、意思決定過程における男女共同参画の実現に向けた取組みを実施します。地域団体等への意識啓発をさらに推進するとともに、男性中心となりがちな組織運営のあり方や関連する制度の見直しの検討も含め、地域団体等の積極的な取組みを促進します。

(2) 男女共同参画拠点施設の機能の充実

豊前市では2011年(平成23年)3月、豊前市における男女共同参画推進の拠点施設として「ハートピアぶぜん」を設置しました。しかし、市民意識調査によると、「ハートピアぶぜん」の認知度、利用率ともに低い値にとどまっており、利用している内容についても「趣味や健康に関する講座」が中心となっているなど、現状としては拠点施設としての機能を十分に果たしているとはいえない状況です。

施設職員のさらなる意識とスキルの向上や、講座内容の検討、相談窓口の充実など、男女共同参画に関わる市民の主体的な活動と学びを支援できるよう、「ハートピアぶぜん」の機能を充実させるとともに、男女共同参画の推進に資する運営に努めます。

(3) 実効性のある推進体制の確立

男女共同参画社会を実現するためには、本計画を着実に実行していくことが必要です。豊前市ではこれまで計画の進捗状況についての振り返りと評価を1年ごとに行い公表してきましたが、それが次年度以降の施策に十分に反映されていない面がありました。また、行動計画を推進するには、市民や事業者、地域団体等の自主的な取組みが求められますが、そのためには市職員自らが市民の模範となるよう、率先垂範して男女共同参画の意識を高め、主体的に施策の実施にあたることが重要です。

職員研修等を通じて全庁的な意識改革を推進します。庁内の副市長をトップとする男女共同参画推進会議及び各課担当者で構成される幹事会を定期的で開催し、情報と認識の共有に努めます。

また、各担当課が独自に目標を設定し、その達成状況を定期的に評価します。課題点の把握と解決策の検討を行い、必要に応じて目標の修正と業務の改善を図る、PDCAサイクル¹に基づいた計画の着実な推進を図ります。とりわけC（評価）とA（改善）については、達成できなかった理由を明確にし、必ず年度末ごとに見直しを図り、目標の達成に向けて業務に取り組みます。

4 計画の概要

（1）計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画です。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条の3、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に基づく市町村計画として策定しています。

- ②「豊前市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

この計画は、「豊前市男女共同参画推進条例」第9条に基づくものであり、条例の基本理念、責務等を踏まえて策定しています。

- ③「豊前市総合計画」及び国・県の計画を踏まえた計画です。

この計画は、「第5次豊前市総合計画」や、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「第4次福岡県男女共同参画計画」、「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」との整合性を保ちながら、豊前市における男女共同参画推進に関する基本的な取組みの方向と具体的施策を示す計画です。

¹ Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）をくり返すことで、業務の改善を行うこと。

(2) 計画の実施期間

本計画の期間は、2017年（平成29年）度から2026年（平成38年）度までの10年間とします。
なお、社会情勢や国の施策等の変化を考慮し、中間年度である2021年（平成33年）度に見直しを行うものとします。

2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 平成31年	2020年 平成32年	2021年 平成33年	2022年 平成34年	2023年 平成35年	2024年 平成36年	2025年 平成37年	2026年 平成38年
前期計画期間					後期計画期間				
推進状況を適宜、把握・点検									

(3) 計画の基本理念

「男女共同参画社会基本法」及び「第5次豊前市総合計画」「豊前市男女共同参画推進条例」の理念に鑑み、第1次計画に引き続き、本計画の基本理念を、

男女がともに輝くまち ぶぜん

とします。

(4) 計画の基本目標

本計画の理念の実現に向けた計画的な施策の推進のために、次に掲げる5つの目標を設定します。

- I 男女がともに参画する地域づくり
- II 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり
- III 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり
- IV 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり
- V 市民とともに進める推進体制づくり

I 男女がともに参画する地域づくり

「地域」は人々にとって身近な暮らしの場であり、地域を活力と魅力あふれるものにしていくためには、様々な経験や社会的背景を持つ人々がそれぞれの個性と能力を活かして地域づくりに

携わることが重要です。また、性別やその他の属性に関わらず、多様な視点を方針決定や施策に反映していくことが必要不可欠です。国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げていますが、市の政策・方針を決める各種の審議会・委員会等や、各種地域団体等の意思決定過程への女性の参画も十分ではありません。

地域づくりや防災など、地域の問題解決に男女共同参画の視点を取り入れ、男女がともに地域社会の形成に参画できるよう取り組むとともに、市の審議会・委員会等や地域団体の役職への女性の登用を推進します。市民が主体的かつ活発に男女共同参画に関する活動を行えるよう、拠点施設の充実を図ります。

Ⅱ 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく一人ひとりが自分らしく生き、輝くことができる社会です。しかし、「男は仕事、女は家庭」「男が主で女は従」といった固定的な性別役割分担意識が豊前市においても根強く残っており、男女それぞれの選択肢を狭めています。一人ひとりがそれぞれの個性と能力を活かし、様々な分野において活躍することができるよう、従来の性別に関する固定的な役割分担意識や思い込みを問い直す取り組みが必要です。

市民や事業所、地域団体等に対し、男女共同参画についての理解を深めることできるよう、男女共同参画に関する啓発・情報提供を充実し、男女が互いに尊重しあう意識づくりを進めます。未来ある子どもたちが性別によってその可能性を制限されてしまうことのないよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

Ⅲ 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり

社会・経済状況や人口構造が大きく変化し、従来の働き方、生活のあり方を見直す必要が生じています。働く場において各個人が性別に関わらずそれぞれの個性と能力を活かして活躍できることはもとより、生活面においても充実した活動ができる環境をつくることが重要です。

被雇用者だけではなく農林漁業・商工サービス自営業についても、男女共同参画と女性の活躍を推進するとともに、仕事と育児や介護との両立支援を、企業や市民の協力のもとに推進します。家庭生活における男女の自立した活動を促すため、市民が日常生活に直結する知識や技術を身につけることができるよう支援します。

Ⅳ 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり

男女共同参画社会の実現のためには、男女が性別によって差別されたり、DVやハラスメント等の暴力を受けたりすることなく、その人権が尊重されなければなりません。さらに、男女が対等な関係のもとで、生涯にわたり安全で健康な生活を営み、性と生殖に関して自分自身で決定できることも、基本的な人権の一つです。

DVやハラスメント等の暴力は重大な人権侵害であることについて、市民の理解を促すとともに

に、暴力が起きた場合の支援体制を充実させます。性と生殖に関する問題も含め、男女がライフステージに応じて安心して健康な生活を送れるよう支援します。また、高齢者や障害者、外国人、性的少数者*、ひとり親世帯など、困難を抱えがちな人々が安心して暮らすことができる環境を整え、一人ひとりの個性と生活を尊重するまちづくりを進めます。

V 市民とともに進める推進体制づくり

豊前市における男女共同参画社会を実現するためには、行政職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を理解し、認識を深めることが必要です。また、本計画に位置づけられたそれぞれの施策を着実に実施するには、その進捗状況と達成度を定期的に確認し、必要な場合には改善に結びつける作業が不可欠です。

庁内の推進体制を確立し、男女共同参画の視点に基づいた施策の展開を図るとともに、市民、企業、地域団体等への模範となるよう、庁内における男女共同参画を推進します。

(5) 体系図

基本理念	基本目標	主な施策
男女がともに輝くまち びぜん	<p>I 男女がともに参画する地域づくり</p>	<p>1 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 (1) 地域における男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点を活かした防災・防犯への取り組み (3) 男女共同参画の拠点の充実</p> <p>2 審議会・委員会・地域団体等における女性の登用の推進 (1) 各種地域団体等の意思決定過程における男女共同参画の推進 (2) 市の審議会・委員会等における男女共同参画の推進</p>
	<p>II 男女が互いを認め合い、尊重しあう意識づくり</p>	<p>1 男女共同参画に関する啓発活動の充実 (1) 男女共同参画に関する啓発の推進 (2) 男女共同参画についての学習機会の提供 (3) 男女共同参画に関する情報提供の充実</p> <p>2 男女共同参画の視点に立った教育の推進 (1) 教育・保育関係者の男女共同参画についての理解促進 (2) 性別にとらわれない学習・進路指導の推進</p>
	<p>III 男女がともに豊かな人生を送れる環境づくり (女性活躍推進法に基づく市の推進計画)</p>	<p>1 働く場における男女共同参画と女性活躍の推進 (1) 企業等における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 (2) 男女の就労・再就労支援の充実 (3) 農林漁業・商工サービス自営業における男女共同参画の推進</p> <p>2 仕事と生活の調和を図るための社会環境の整備 (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進 (2) 子育て支援施策の充実 (3) 介護を社会で支える環境の整備</p> <p>3 家庭生活における男女共同参画の推進 (1) 男女の生活自立に向けた取り組みの推進</p>
	<p>IV 一人ひとりが大切にされ、安心・安全に暮らせる基盤づくり (配偶者暴力防止法に基づく市の基本計画)</p>	<p>1 あらゆる暴力の根絶 (1) DV、ハラスメント等の暴力防止対策の推進 (2) DV、ハラスメント等に関する相談支援体制の拡充</p> <p>2 生涯にわたる健康づくりの推進 (1) ライフステージに応じた健康づくり支援 (2) 性と生殖に関する健康・権利についての理解の促進</p> <p>3 高齢者・障害者・ひとり親家庭等への支援 (1) 高齢者・障害者・在住外国人等に対する支援の充実 (2) ひとり親家庭等への支援の充実</p>
	<p>V 市民とともに進める推進体制づくり</p>	<p>1 市内の推進体制づくり (1) 市内の推進体制の確立 (2) 市内における男女共同参画の推進</p> <p>2 市の管理職登用における男女間格差の解消 (1) 市職員における男女の機会均等と職域の拡大 (2) 女性職員の管理職登用の促進</p>